

消防用設備等の点検・報告をしてますか？

「横浜市防災機器販売協同組合」と連携して、 消火器の適正な維持管理を呼び掛けます。

令和3年5月に他都市で発生した火災で、従業員の方が初期消火で使用した消火器が破裂し、負傷する事故が発生しました。破裂した消火器は、長い間点検されておらず、底面が腐食したもので、令和3年12月31日までに交換する必要のある「旧規格の消火器※」でした。

事故発生後、速やかに注意喚起を行いました。消防法令に基づき設置されている旧規格の消火器の交換期限が残すところ2か月と迫っているため、「横浜市防災機器販売協同組合」と連携して「消火器の適正な維持管理」や「法定点検の促進」の周知を集中的に取り組みます。

※「旧規格の消火器」・・・製造年が2011年以前のもので、適応火災のマークが文字表示のものです。
(裏面参照)

★ 取組内容

横浜市消防局は、長い間点検が未実施の対象物関係者に対する啓発チラシの送付や、立入検査や秋の火災予防運動週間などの機会を捉え、個別指導や広報活動を行います。

また、横浜市防災機器販売協同組合は、日頃の業務に合わせて啓発チラシを活用した広報を行うとともに、旧規格の消火器の交換状況を消防局に報告します。

★ 横浜市防災機器販売協同組合とは

昭和53年設立。消火器の販売・回収を始め、消防用設備の設置及び保守点検、住宅用火災警報器の設置などを行うとともに地域に密着した防災啓発を行なっています。(令和3年10月現在 市内27社)

○組合事務所：横浜市旭区白根1-20-18
(横浜市防災機器販売協同組合ウェブページ)
<https://yokohamashi-bousaikiki.com/index.html>

詳しくは、こちらへ




～横浜市消防局からのお知らせ～

消防用設備等の点検・報告をしてますか？

消防法令で設置義務のある消防用設備等の定期的な点検は、あなた（所有者・管理者・占有者）の義務です！

点検・報告を定期に実施していないと、**消防用設備等点検義務（消防法第17条の3の3）の違反**です。
※ 点検報告義務違反は、50万円以下の罰金又は拘留となる場合があります。

○点検を実施していないと、いざという時に使えない可能性があります。
【消防用設備の例】 消火器 誘導灯 自動火災報知設備 屋内消火栓設備

○使えないだけでなく、死亡事故につながることもあります。
【サビなどで腐食や劣化している消火器の例】

絶対に使わずにすぐに交換！

○6か月ごとに点検を実施し、1年又は3年ごとに管轄の消防署に報告が必要です。

※ 建物の用途や規模により、点検も受ける者（消防設備士又は消防設備点検受託者）しか点検ができない場合があります。

令和3年12月31日までに、新規格の消火器に！

※ 消防法令に基づき設置されたもの以外の消火器（専用住宅に設置されたもの等）については該当しません

新しい表示 3個の丸印が緑で表示されている消火器に交換してください！
もし、交換していないと消防用設備等の設置及び維持義務（消防法第17条第1項）の違反になります。

建物利用者の安全・安心のためにも、消防用設備等の適正な維持管理にご協力ください。

ご不明な点やご相談は、最寄りの消防署総務・予防課までお問い合わせください。

啓発チラシ（裏面は組合員名簿となっています。）

【裏面あり】

★ 啓発内容

① 新規格の消火器になっているか確認し、旧規格のものは交換する。

消防法令に基づき設置されている旧規格の消火器は、
令和3年12月31日までに新規格の消火器に交換する必要があります。

<適応火災のマーク>



※ 戸建住宅等の消火器（消防法令に基づき設置されたもの以外の消火器）は、該当しませんが、「消火器に記載されている使用期限が過ぎているもの」については、この機会を捉えて交換をおすすめします。

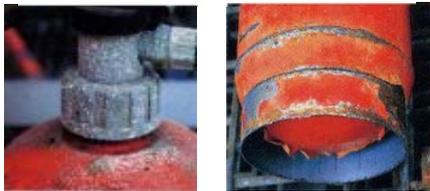
（横浜市ウェブページ）「消火器の規格・点検基準が改正されました」

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/shobo-kyukyu/kanri/tatemono/syoukakiki_jyun



② サビなどで腐食や劣化している消火器は使わない。

<消火器の腐食・劣化>



- 絶対に使わずに、すぐに交換してください。
- 消火器を処分するまでの間は、誰も触れられないように保管してください。

（横浜市ウェブページ）「消火器の適正な維持管理等について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/shobo-kyukyu/kanri/tatemono/syoukaki.html>



③ 定期的に点検を実施する。

法令等により消火器を設置した場合は、6か月ごとの点検が必要になります。
また、点検の結果を 1年又は3年ごとに管轄の消防署に報告する必要があります。

※ 建物の延べ床面積が1,000㎡以上の場合等は、
資格を有する者（消防設備士・消防設備点検資格者）による点検が必要です。

（横浜市ウェブページ）「消防用設備等の点検・報告を実施してください」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/shobo-kyukyu/kanri/tatemono/setubitenkenhoukoku.html>



お問合せ先

消防局指導課長 間正 勝司 Tel 045-334-6641